

経税部
だより

「ハイブリッド調査」に要注意!

税理士 清家 裕

1. 税務署が行う税務調査

税務署が納税者に対して行う税務調査は、納税者の「理解と協力」の下に行われる任意調査です。任意調査は納税者の承諾を得て行わなければならないとされています。この任意調査に関する法律が変更になりました。任意調査の諸規定が国税通則法にまとめられ、2013年1月から変更後の税務調査が行われています。

2. 質問検査権にもとづく税務調査

税務職員が納税者の事業所などで質問検査権を行使する場合は「実地の調査」と呼び、「実地の調査」を行う場合には、税務署長は原則として納税者に事前通知をしななければならないとされています。また、調査終了時に更正決定等の処分が必要でない場合には、調査終了通知書を

(1)「実地の調査」による調査

税務職員が納税者の事業所などで質問検査権を行使する場合は「実地の調査」と呼び、「実地の調査」を行う場合には、税務署長は原則として納税者に事前通知をしななければならないとされています。また、調査終了時に更正決定等の処分が必要でない場合には、調査終了通知書を

組み合わせにより、調査による波及・牽制効果を最大化する手法などとしています。「調査と行政指導の組み合わせ」によるこの手法の法的根拠を定め、納税者としての

在、事前通知は調査担当の税務職員が電話で行っていますが、これは国税通則法の規定に反します。事前通知をするのは税務署長です。したがって、事前通知は税務署長の文書で通知する以外にないと考えられます。

「実地の調査」以外の「実地の調査」以外では、質問検査権の行使を求められる場合があります。資料②がそれです。

3. 行政指導による呼び出し調査

「行政指導」と称して納税者を税務署に呼び出すことは、調査を受けるのか、呼び出しに対して「実地の調査」を求めると、対

以上のように、法的根拠にもとづく税務調査は、国税通則法の質問検査権の行使です。質問検査権の行使には、「実地の調査」と「実地の調査」以外の呼び出しによる調査があります。そして、質問検査権の行使以外にも、法的根拠にもとづかない行政指導による呼び出し調査を行っています。税務署はこれらの手法を混合しながら、税務調査で「最小のコストで最大の効果」を挙げよう

4. 「ハイブリッド調査」に要注意

「ハイブリッド調査」としては、これらを混合した調査を「ハイブリッド調査」と呼んで、税務調査を展開しています。この「ハイブリッド調査」には、脱法性・違法性が含まれていないので注意が必要です。

資料①

事前通知11項目

- ① 実地の調査を行うことの意味
- ② 調査を行う日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査対象者の氏名など
- ⑨ 調査担当職員の氏名及び所属官署
- ⑩ 上記②③は変更が可能であること
- ⑪ 通知事項以外に非違が疑われる事となった事項は、改めて通知しなくても質問検査できるという説明



資料②

所得税・消費税及び地方消費税の申告について

税務行政につきましては、日頃から協力いただきありがとうございます。さて、先般お送りしました「所得税・消費税及び地方消費税の確定申告書の提出について」につきましては、御回答をいただけていないようです。つきましては、あなたの平成24年分の所得状況などについて内容を確認するために、調査をいたしますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、下記の日時に必要な書類等をご持参の上、当署個人課税部門までおいでいただけますようご案内いたします。なお、当日ご都合が悪い場合やお尋ねしたい事項等にご不明な点などがある場合は、ご面倒ですが、担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 日時	平成25年○月○日(木) 午後2時ごろ
2 お尋ねしたい事項	所得税・消費税及び地方消費税の確定申告について
3 必要な書類等(チェックのあるもの)	<input checked="" type="checkbox"/> この文書及び印章 <input checked="" type="checkbox"/> 事業 所得の計算に必要な帳簿書類等 <input checked="" type="checkbox"/> 課税売上・課税仕入などの消費税額の計算に必要な帳簿書類 <input checked="" type="checkbox"/> 生命(地震)保険料の支払証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等 <input type="checkbox"/> 給与所得・公的年金等の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

連絡先	担当者	個人課税第○部門
	電話	○○○○

この文書による来署の依頼の責任者は、表記の税務署長です。

資料③

所得税の確定申告についてのお尋ね

税務行政につきましては、日頃から協力いただきありがとうございます。さて、あなたの平成23年分及び、平成24年分所得税の確定申告につきまして、お尋ねしたいことがございますので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、下記の日時に必要な書類等をご持参の上、当署個人課税第○部門までおいでいただけますようご案内いたします。なお、ご都合が悪い場合やお尋ねしたい事項等にご不明な点などがある場合は、ご面倒ですが、担当者までご連絡くださいますようお願いいたします。

記

1 日時	平成25年○月○日(○) 00時00分ごろ
2 お尋ねしたい事項	事業所得内容について(事業の内容・売上、仕入及び、経費の明細等)
3 必要な書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業所得の金額が分かるもの(帳簿 売上、仕入及び、経費の領収書・請求書等 平成23年分及び、平成24年分) <input type="checkbox"/> 不動産所得の金額が分かるもの() <input type="checkbox"/> 消費税の課税売上、課税仕入などの消費税額の計算に必要な帳簿書類等 <input checked="" type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> その他 ()

※ 既に税理士と契約されている方は、税理士にご相談ください。

上記の期限までに、出賃いただけない場合には、調査を実施する場合があります。この調査の結果、申告内容を是正することになったときは、過少(無)申告加算税が課される場合があります。

担当	個人課税第○部門	電話	00-0000-0000	内線000-000
----	----------	----	--------------	-----------

※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。

(終わり)